

## 大川広域行政組合消防本部及び消防署等の設置等に関する条例

〔平成5年2月16日  
条例第2号〕

改正 平成14年2月27日条例第1号 平成15年2月12日条例第1号  
平成15年4月1日条例第7号 平成16年2月26日条例第1号  
平成18年9月29日条例第9号 平成28年3月11日条例第3号  
平成30年10月23日条例第3号

大川地区広域行政振興整備事務組合消防本部及び消防署等の設置等に関する条例（昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第4号）の全部を次のとおり改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署等の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域を定めるものとする。

（消防本部及び消防署の設置）

第2条 さぬき市及び東かがわ市における消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を設置する。

（消防本部の名称及び位置）

第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大川広域消防本部	香川県東かがわ市土居82番地1

（消防署の名称、位置及び管轄区域）

第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管轄区域
大川広域東消防署	香川県東かがわ市土居82番地1	東かがわ市全域とさぬき市のうち県道津田川島線以東の区域
大川広域西消防署	香川県さぬき市鴨庄2550番地1	さぬき市のうち県道津田川島線以西の区域

（消防分署の名称、位置及び管轄区域）

第5条 消防署に次の分署を設ける。

名 称	位 置	管轄区域
大川広域東消防署 白鳥分署	香川県東かがわ市伊座324番地1	大川広域東消防署の区域
大川広域西消防署 寒川分署	香川県さぬき市寒川町石田東甲816番地1	大川広域西消防署の区域

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月27日条例第1号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月12日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

附 則（平成28年3月11日条例第3号）

この条例は、平成28年3月14日から施行する。

附 則（平成30年10月23日条例第3号）

この条例は、平成30年10月24日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年10月30日から、第3条の規定は平成30年11月9日から施行する。